

株式会社イエスト（新潟市）

- 代表者 代表取締役 菅井 丈太郎
- 事業内容 自動車販売及びガソリン燃料販売
- 労働者数 28人（男性19人、女性9人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行うことを目標とし、男性も育児休業が取得可能なことを朝礼にて説明・周知することや、産休取得者に対して育休中の情報提供の実施、育休からの復帰プランについて掲示板で従業員に周知し支援しました。
2. 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行うことを目標とし、産休や育休、復職後の支援について管理職で共有を行いました。
3. 計画期間内において配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等をした男性労働者の割合が100%となりました。
4. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が100%となりました。
5. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、ボランティア休暇制度を導入しました。
6. 育児短時間勤務と所定外労働の制限を小学生以下の子を養育する労働者に認め、法律を上回る規程を整備しています。

＜事業主からのコメント＞



「自社の商品、サービスを通じお客様や地域社会に貢献する。」

物心両面の幸福を追求し、社員がこの会社に入った事を誇れる会社になることを目指す。」

この経営理念を実現するために、「くるみん認定」を目指しました。社員のワーク・ライフバランスが充実できるよう、まずは労働環境を整え、福利厚生に力を入れてきました。

引き続き、社員がこの会社に入って良かったと感じられるよう、一人一人の能力を十分発揮でき、活力に満ちた働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

<労働者が300人以下の企業の特例>

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。